

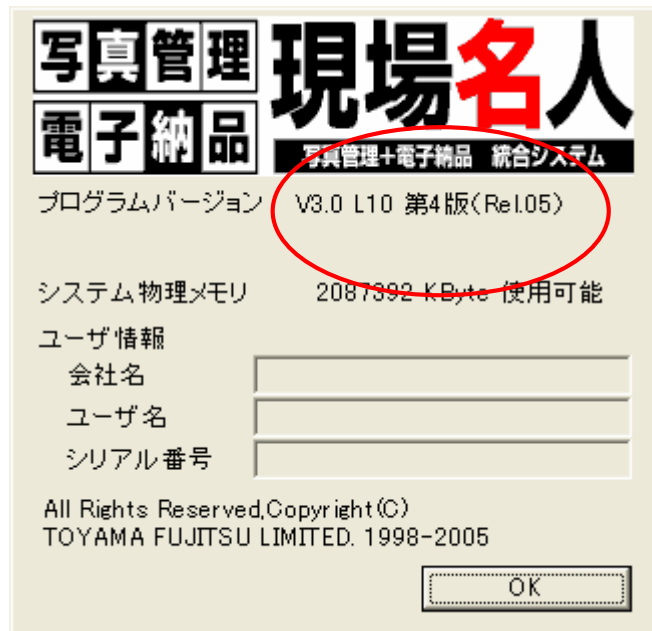
現場名人 V3.0 L10 第 5 版(Rel.06)の適用手順と 新基準・要領(案)へのデータの移行方法について

この度は現場名人 V3.0 L10 第 5 版(Rel.06)をダウンロードいただきまして誠にありがとうございます。

このアップデートモジュールを適用される際にいくつかの注意点がありますので、**必ず**ご一読くださいますようお願い申し上げます。

1. アップデートモジュールを適用される前に

メニュー「ヘルプ」から「バージョン情報」をクリックして、現在お使いの現場名人がどの版になっているかご確認ください。



ご注意

第 4 版(Rel.05)は CD-ROM でのみの公開となっております。

2003 年 10 月～2005 年 2 月の間にご購入いただいたお客様で、ユーザー登録済の方は 2005 年 2 月末に CD-ROM(レーベルが緑色)を配布させていただいております。

2005 年 3 月以降にご購入いただいたお客様は、パッケージに同梱されている CD-ROM がすでに第 4 版(Rel.05)となっております。

お手元に第 4 版(Rel.05)の CD-ROM がなく、ユーザー登録がまだのお客様は是非この機会にユーザー登録いただきますよう、お願いいたします。

A. プログラムバージョンが「V3.0 L10 初版(Rel.02)」、「V3.0 L10 第 2 版(Rel.03)」、「V3.0 L10 第 3 版(Rel.04)」のいずれかが表示されているお客様

☞ 2 ページ目以降をご覧ください。

B. プログラムバージョンが「V3.0 L10 第 4 版(Rel.05)」と表示されているお客様

☞ 5 ページ目以降をご覧ください。

【参考】

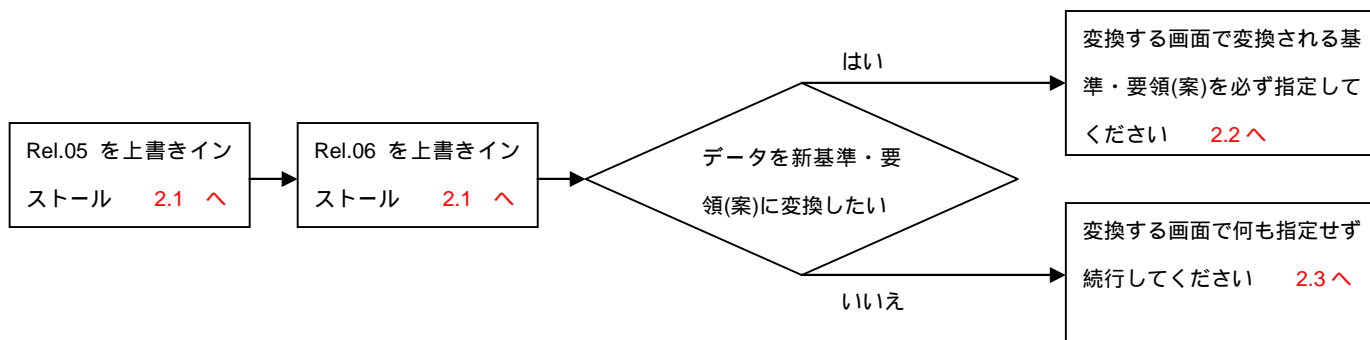
今後現場名人を再インストールされる場合や新規パソコンにインストールされる場合には以下の手順でアップデートの適用をお願いいたします。

第 4 版(Rel.05)をインストール

すぐに第 5 版(Rel.06)を上書きインストール

2. A. に該当されたお客様

第5版(Rel.06)に現場名人を適用し、既存のデータを使えるようにするまでの流れは以下になります。



2.1 アップデートモジュールの適用手順

アップデートモジュールを適用する流れは以下になります。

第4版(Rel.05)を上書きインストール

1. CD-ROM をパソコンにセットしてください
2. CD-ROM ドライブの中にある「Setup.exe」を実行してください
3. 画面に従って上書きインストールを行ってください。

すぐに第5版(Rel.06)を上書きインストール

1. ホームページからアップデートモジュールをダウンロードしてください
2. ダウンロードしたファイル「V30Rel06Update.exe」を実行してください
3. 画面に従って上書きインストールを行ってください。

2.2 既存のデータを新基準・要領(案)の内容に変換したい

第5版(Rel.06)で新たに対応した新基準・要領(案)は以下になります。納品予定の物件/事業データが以下の基準・要領(案)に該当する場合は変換が必要になります。

業務	発注機関	基準・要領(案)
設計	国土交通省 土木設計業務	土木設計業務等の電子納品要領(案) H18.1 第3版 / 写真改訂
	国土交通省 港湾設計業務	土木設計業務等の電子納品要領(案) H18.1 第3版 / 写真改訂
		土木設計業務等の電子納品要領(案) H17.3 第3版 / 図面改訂
	農林水産省 設計業務	設計業務等の電子納品要領(案) H17.4 第3版
	国土交通省 電気通信設備設計業務	土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H18.1 第3版 / 写真改訂
農林水産省 電気通信設備設計業務	設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H17.4 第3版	
施工	国土交通省 土木工事	工事完成図書の電子納品要領(案) H18.1 第3版 / 写真改訂
	国土交通省 港湾工事	工事完成図書の電子納品要領(案) H18.1 第3版 / 写真改訂
		工事完成図書の電子納品要領(案) H17.3 第3版 / 図面改訂
	農林水産省 工事	工事完成図書の電子納品要領(案) H17.4 第3版
	国土交通省 電気通信設備	工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H18.1 第3版
	農林水産省 電気通信設備	工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H17.4 第3版

H18.1 と表記されているものについては、デジタル写真管理情報基準(案)の平成18年1月改訂版に対応していることを意味します。

現在の物件 / 事業データを新基準・要領(案)の内容に変換する操作の流れは以下になります。

データのバックアップを行う

⇒必ずデータのバックアップをとってから作業を行ってください。

「物件 / 事業一覧」画面で対象の物件 / 事業データを開く

物件 / 事業データを変換する画面が開く

希望する基準・要領(案)を指定する

⇒変換する基準・要領(案)を間違えて変換を行いますと、データを元に戻すことはできませんので必ず実行してから変換を行ってください。

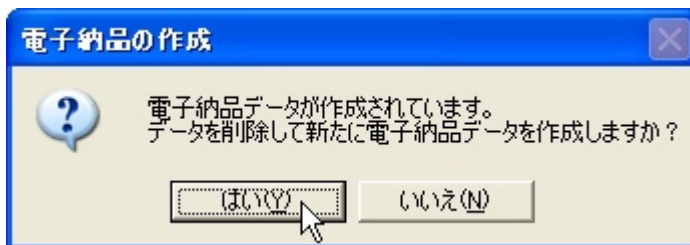
変換実行

電子納品データを再作成する

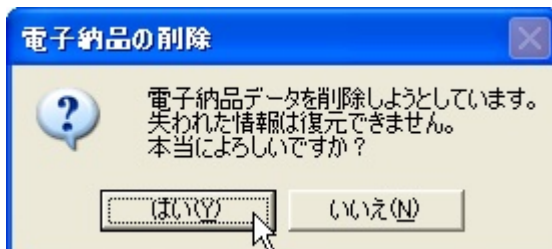
1. 「現場名人(電子納品データの選別)」画面を表示させてください。

前回作成していた電子納品データがあります。新規に電子納品ツリーを作り直す必要があります。電子納品を右クリックし、メニュー「新規作成」をクリックします。

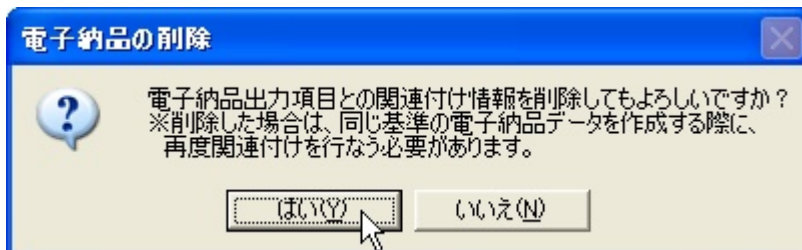
2. メッセージが表示されます。「はい」をクリックしてください。



3. メッセージが表示されます。「はい」をクリックしてください。



4. メッセージが表示されます。「はい」をクリックしてください。



5. 「電子納品データの新規作成(工事)」画面が表示されます。希望の出典元・適用基準に設定し、「作成」ボタンをクリックしてください。

6. 新しい電子納品形式が作成されます。新たに納品対象のデータを登録し直してください。

2.3 既存のデータを現在の基準・要領(案)の内容のままにしたい

現在の物件 / 事業データをそのままの内容でお使いいただく操作の流れは以下になります。

データのバックアップを行う

⇒必ずデータのバックアップをとってから作業を行ってください。

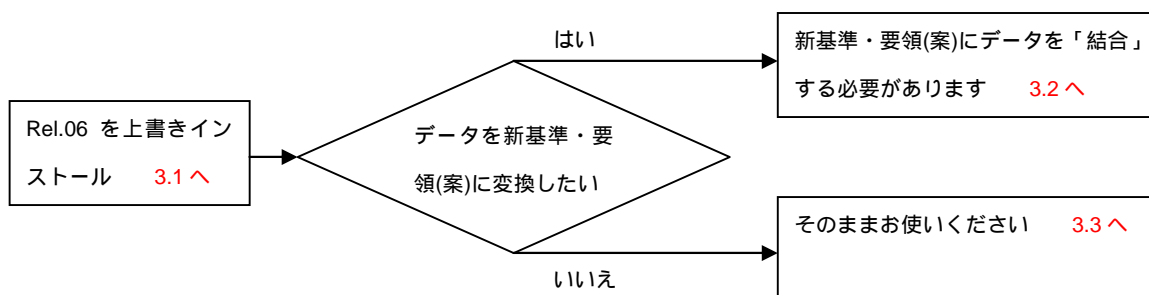
「物件／事業一覧」画面で対象の物件／事業データを開く

物件／事業データを変換する画面が開く

何も指定せずに実行

3. B. に該当されたお客様

第 5 版(Rel.06)に現場名人を適用し、既存のデータを使えるようにするまでの流れは以下になります。



3.1 アップデートモジュールの適用手順

アップデートモジュールを適用する流れは以下になります。

第 5 版(Rel.06)を上書きインストール

1. ホームページからアップデートモジュールをダウンロードしてください
2. ダウンロードしたファイル「V30Rel06Update.exe」を実行してください
3. 画面に従って上書きインストールを行ってください。

3.2 既存のデータを新基準・要領(案)の内容に変換したい

第 5 版(Rel.06)で新たに対応した新基準・要領(案)は以下になります。納品予定の物件 / 事業データが以下の基準・要領(案)に該当する場合は変換が必要になります。

業務	発注機関	基準・要領(案)
設計	国土交通省 土木設計業務	土木設計業務等の電子納品要領(案) H18.1 第 3 版 / 写真改訂
	国土交通省 港湾設計業務	土木設計業務等の電子納品要領(案) H18.1 第 3 版 / 写真改訂
		土木設計業務等の電子納品要領(案) H17.3 第 3 版 / 図面改訂
	農林水産省 設計業務	設計業務等の電子納品要領(案) H17.4 第 3 版
	国土交通省 電気通信設備設計業務	土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H18.1 第 3 版 / 写真改訂
	農林水産省 電気通信設備設計業務	設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H17.4 第 3 版
施工	国土交通省 土木工事	工事完成図書の電子納品要領(案) H18.1 第 3 版 / 写真改訂
	国土交通省 港湾工事	工事完成図書の電子納品要領(案) H18.1 第 3 版 / 写真改訂
		工事完成図書の電子納品要領(案) H17.3 第 3 版 / 図面改訂
	農林水産省 工事	工事完成図書の電子納品要領(案) H17.4 第 3 版
	国土交通省 電気通信設備	工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H18.1 第 3 版
	農林水産省 電気通信設備	工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 H17.4 第 3 版

H18.1 と表記されているものについては、デジタル写真管理情報基準(案)の平成 18 年 1 月改訂版に対応していることを意味します。

現在の物件 / 事業データを新基準・要領(案)の内容に変換する操作の流れは以下になります。

データのバックアップを行う

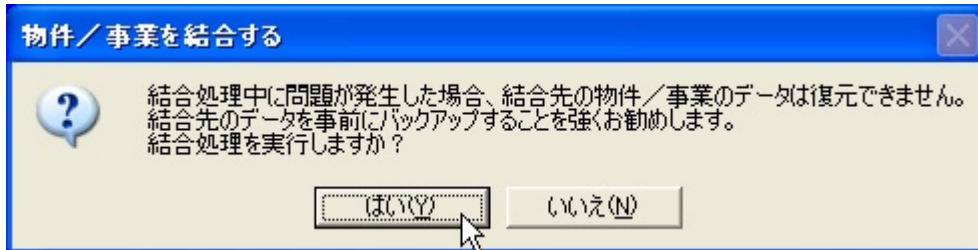
⇒必ずデータのバックアップをとってから作業を行ってください。

「物件 / 事業一覧」画面で新規物件 / 事業データを作成

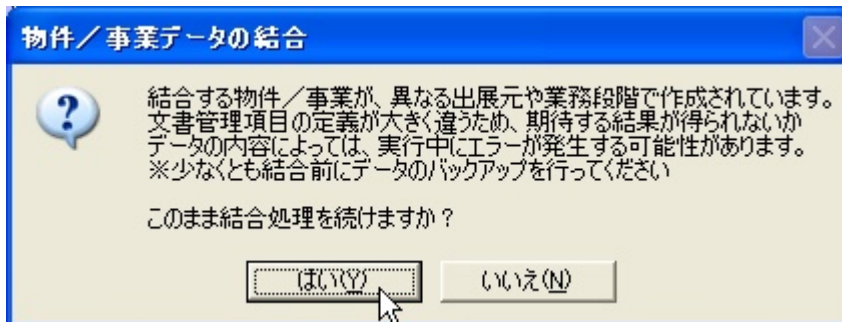
⇒新規作成画面で希望する基準・要領(案)を指定し、作成してください。作成した物件 / 事業データに改めてデータを取り込み直す必要はありません。

新規作成した物件 / 事業データに既存の物件 / 事業データを結合する

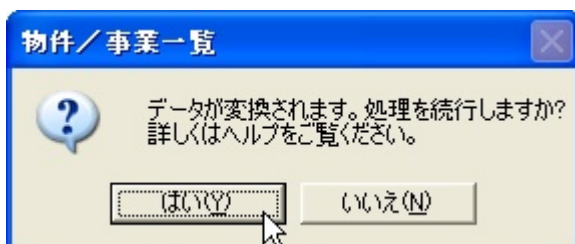
1. メニュー「物件 / 事業管理」から「他の物件 / 事業を結合」をクリックしてください。
2. メッセージが表示されます。「はい」を選択してください。



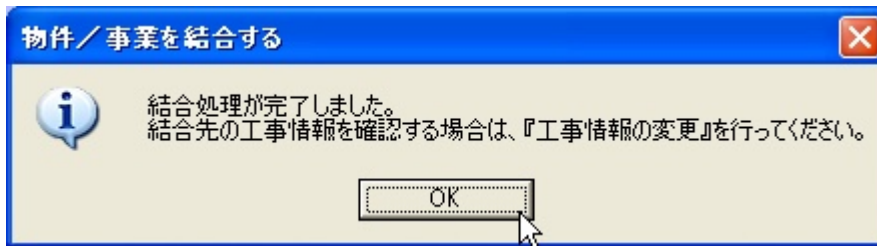
3. 「物件 / 事業の結合(結合する物件 / 事業の選択)」画面が表示されます。結合する対象として元の作業していた物件を選択してください。
4. 「結合オプション」の「工事情報の扱い」という部分ですが、元の物件の工事情報を優先させたい場合は「工事情報も結合する」にチェックをしてください。新規に作成した物件の工事情報を優先させたい場合は「結合先の工事情報を優先する」にチェックをしてください。また、「結合前に物件 / 事業を保管する」ですが、先ほどバックアップデータは作成済みですので特にチェックを付けられなくても構いません。
5. メッセージが表示されます。「はい」ボタンをクリックしてください。



6. 「物件 / 事業データの結合(工事情報の対応付け)」画面が表示されます。対応付けの対象がなければこのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。
7. 「物件 / 事業データの結合(写真項目の対応付け)」画面が表示されます。対応付けの対象がなければこのまま「完了」ボタンをクリックしてください。
8. メッセージが表示されます。「はい」ボタンをクリックしてください。

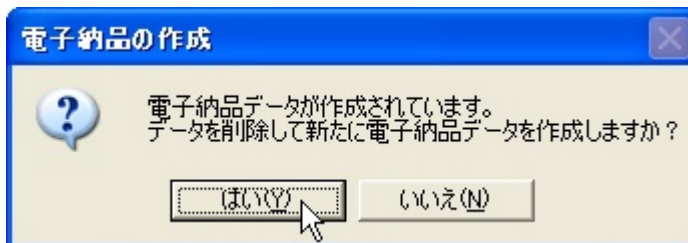


9. メッセージが表示されます。「OK」ボタンをクリックしてください。

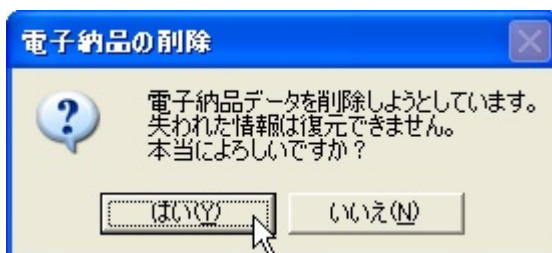


電子納品データを再作成する

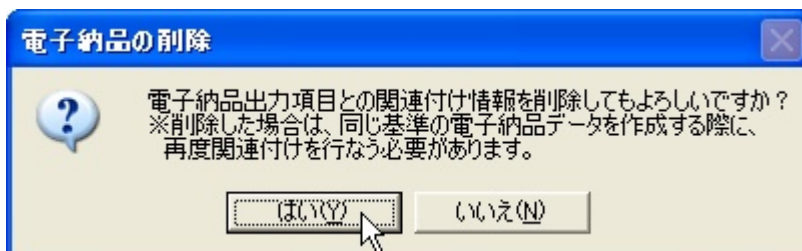
1. 「物件/事業一覧」画面に戻りますのでそのまま新規に作成した物件を開いてください。開いた後、「現場名入(電子納品データの選別)」画面を表示させてください。
2. 前回作成していた電子納品データがあります。新規に電子納品ツリーを作り直す必要があります。電子納品を右クリックし、メニュー「新規作成」をクリックします。
3. メッセージが表示されます。「はい」をクリックしてください。



4. メッセージが表示されます。「はい」をクリックしてください。



5. メッセージが表示されます。「はい」をクリックしてください。



6. 「電子納品データの新規作成(工事)」画面が表示されます。希望の出典元・適用基準に設定し、「作成」ボタンをクリックしてください。
7. 新しい電子納品形式が作成されます。新たに納品対象のデータを登録し直してください。

3.3 既存のデータを現在の基準・要領(案)の内容のままにしたい

特別な操作は必要ありません。そのままお使いください。

- 以上 -